

一般社団法人建設コンサルタント協会正会員の入会基準

平成11年5月17日総会承認
(改正) 令和元年5月23日総会承認

一般社団法人建設コンサルタント協会（以下「本協会」という。）定款第6条第2項の規定に基づき、正会員の入会基準を次のとおり定める。

記

第1 本協会に正会員として入会しようとする者（以下「正会員入会申込者」という。）は、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日号外建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）に基づく登録の日から1年以上を経過していなければならない。ただし、次の各号に規定する者にあつては、本文中、「登録の日から1年以上を経過していなければならない」とあるのは、「登録がなされていなければならない」と読み替えて適用する。

一 登録規程の改正等で新設された登録部門による正会員入会申込者

二 会社法（平成17年7月26日法律第86号。以下「会社法」という。）第762条の規定に基づく新設分割設立会社が正会員として入会しようとする場合等であつて、正会員から建設コンサルタント業の業務の全部又は一部を承継又は譲渡を受けた正会員の会社法第2条第三の二号に規定する子会社等である正会員入会申込者

第2 正会員入会申込者は、本協会正会員2名から入会の推薦を受けなければならない。

第3 正会員入会申込者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 建設コンサルタントとしての技術力が確保され、かつ、業務遂行能力を有していること。

(2) 企業の経営基盤が健全で、財産的基礎又は金銭的信用を有していること。

(3) 本協会「倫理綱領」を遵守できること。

(4) 入会申込書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載がないこと、若しくは重要な事実の記載が欠けていないこと。

第4 この基準を施行するため必要があるときは、理事会の議決を得て、細則を定めることができる。

附 則

この基準は、第37回通常総会の承認があつた日から施行する。

附 則

この基準の改正は、第57回定時総会の承認があった日から施行する。